

宮崎県工業技術センター等先端技術分野研究員招へい事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県（以下「甲」という。）が財団法人宮崎県産業支援財団（以下「乙」という。）に委託する先端技術分野研究員招へい事業（以下「委託事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(研究従事者)

第2条 委託事業に従事する乙の研究者（以下「研究従事者」という。）は、乙の職員の服務に関する事項に従い、従事するものとする。

2 研究従事者は、甲の職員に対し、必要に応じて指導するものとする。

(成果の帰属等)

第3条 委託事業の研究成果は、次のとおりとする。

- (1) 委託事業の結果生じた工業所有権の取扱については、甲及び研究従事者とで別途協議する。
- (2) 研究従事者は、甲の実施する成果の普及に協力するものとする。

(補足)

第4条 この要領に定めるもののほか、委託事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。